座介発第　７５９号

令和３年８月３０日

　座間市内指定介護保険サービス事業者様

座間市長　佐　藤　弥　斗

（　公　印　省　略　）

座間市における介護保険法に基づく事業の人員、設備及び運営に関する基準の条例等について（通知）

　日頃より、市の介護保険を含む保健福祉行政に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

　さて、標記の趣旨及び内容については次のとおりですので、お知らせいたします。

　なお、座間市独自の規定があるため改めて掲載するものですが、特段の運営上の解釈は追加をしていません。

１　居宅介護支援事業

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成１１年７月２９日　老企第２２号」によって運営上の解釈とします。

◇座間市独自部分

記録の整備

|  |  |
| --- | --- |
| 国 | 座間市 |
| 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日厚生省令３８号）第２９条 | 座間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める施行規則（平成３０年３月２７日規則第１２号）第３０条 |
| 完結の日から２年間の保存 | 完結の日から５年間の保存 |

２　介護予防支援事業

　「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成１８年３月３１日老振発第０３３１００３号・老老発第０３３１０１６号」によって運営上の解釈とします。

◇座間市独自部分

記録の整備

|  |  |
| --- | --- |
| 国 | 座間市 |
| 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令３７号）第２８条 | 座間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成２７年３月３１日規則第２３号）第２９条 |
| 完結の日から２年間の保存 | 完結の日から５年間の保存 |

３　地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス

　「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成１８年３月３１日老計発第０３３１００４号・老振発第０３３１００４号・老老発第０３３１０１７号）」によって運営上の解釈とします。

◇座間市独自部分

非常災害対策（市消防との連携）

|  |  |
| --- | --- |
| 国 | 座間市 |
| 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令３４号）  地域密着型通所介護  　第３２条  地域密着型療養通所介護  　第４０条の１６（第３２条（準用））  認知症対応型通所介護  　第６１条（第３２条（準用））  地域密着型特定施設入居者生活介護  第１２９条（第３２条（準用））  地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  第１５７条（第３２条（準用）） | 座間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成２５年３月２９日規則第３１号）  地域密着型通所介護  　第５６条の１４  地域密着型療養通所介護  　第５６条の３６（第５６条の１４（準用））  認知症対応型通所介護  　第７６条（第５６条の１４（準用））  地域密着型特定施設入居者生活介護  第１４２条（第５６条の１４（準用））  地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  第１６９条（第５６条の１４（準用）） |
|  | 以下「地域密着型通所介護」とあるのは、「地域密着型療養通所介護」または「認知症対応型通所介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」と読み替える。  ※第３項があります。  第５６条の１４　指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。  ２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民  の参加が得られるよう連携に努めなければならない。  ３　指定認知症対応型通所介護事業者（本市の区域外に所在するものを除く。）は、第１  項の訓練の実施に当たり、市消防との連携に努め、指導又は助言を受けた場合において  は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。 |
| 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令３６号）  介護予防認知症対応型通所介護  　第３０条 | 座間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成２５年３月２９日規則第３２号）  介護予防認知症対応型通所介護  　第２８条 |
|  | ※第３項があります。  第２８条　指定介護予防認知症対応型通所介  護事業者は、非常災害に関する具体的計画を  立て、非常災害時の関係機関への通報及び連  携体制を整備し、それらを定期的に従業者に  周知するとともに、定期的に避難、救出その他  必要な訓練を行わなければならない。  ２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業  者は、前項に規定する訓練の実施に当たっ  て、地域住民の参加が得られるよう連携に努  めなければならない。  ３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害対策に当たって、市消防との連携に努め、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。 |
| 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令３６号）  介護予防小規模多機能型居宅介護  第５８条の２  介護予防認知症対応型共同生活介護  第８５条（第５８条の２（準用）） | 座間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成２５年３月２９日規則第３２号）介護予防小規模多機能型居宅介護  第５６条  介護予防認知症対応型共同生活介護  第８２条（第５６条（準用）） |
|  | 以下「介護予防小規模多機能型居宅介護」とあるのは、「介護予防認知症対応型共同生活介護」と読み替える。  ※第３項があります。  第５６条　　「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。  ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事  業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっ  て、地域住民の参加が得られるよう連携に努  めなければならない。  ３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第１項の実施に当たり、市消防との連携に努め、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。 |

協力医療機関等（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は協力病院等）

|  |  |
| --- | --- |
| 国 | 座間市 |
| 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令３４号）  小規模多機能型居宅介護  第８３条  認知症対応型共同生活介護  第１０５条  地域密着型特定施設入居者生活介護  第１２７条  地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  　第１５２条  看護小規模多機能型居宅介護  第１８２条（第８３条（準用）） | 座間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成２５年３月２９日規則第３１号）  小規模多機能型居宅介護  第９８条  認知症対応型共同生活介護  第１１９条  地域密着型特定施設入居者生活介護  第１４０条  地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  　第１６４条  看護小規模多機能型居宅介護  第１９２条（第９８条（準用）） |
| 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令３６号）  介護予防小規模多機能型居宅介護  第５９条  介護予防認知症対応型共同生活介護  第８２条 | 座間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成２５年３月２９日規則第３２号）  介護予防小規模多機能型居宅介護  第５７条  介護予防認知症対応型共同生活介護  第７９条 |
| 協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 | 協力歯科医療機関を定めておかなければならない。 |

記録の整備

|  |  |
| --- | --- |
| 国 | 座間市 |
| 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令３４号）  定期巡回・随時対応型訪問介護看護  第３条の４０  夜間対応型訪問介護  第１７条  地域密着型通所介護  第３６条  地域密着型療養通所介護  第４０条の１５  認知症対応型通所介護  第６０条  小規模多機能型居宅介護  第８７条  認知症対応型共同生活介護  第１０７条  地域密着型特定施設入居者生活介護  第１２８条  地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  　第１５６条  看護小規模多機能型居宅介護  第１８１条 | 座間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成２５年３月２９日規則第３１号）  定期巡回・随時対応型訪問介護看護  第４０条  夜間対応型訪問介護  第５５条  地域密着型通所介護  第５６条の１８  地域密着型療養通所介護  第５６条の３５  認知症対応型通所介護  第７５条  小規模多機能型居宅介護  第１０２条  認知症対応型共同生活介護  第１２１条  地域密着型特定施設入居者生活介護  第１４１条  地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  　第１６８条  看護小規模多機能型居宅介護  第１９１条 |
| 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令３６号）  介護予防認知症対応型通所介護  第４０条  介護予防小規模多機能型居宅介護  第６３条  介護予防認知症対応型共同生活介護  第８４条 | 座間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成２５年３月２９日規則第３２号）  介護予防認知症対応型通所介護  第３８条  介護予防小規模多機能型居宅介護  第６１条  介護予防認知症対応型共同生活介護  第８１条 |
| 完結の日から２年間の保存 | 完結の日から５年間の保存 |

設備

|  |  |
| --- | --- |
| 国 | 座間市 |
| 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令３４号）  地域密着型介護老人福祉施設  第１３２条 | 座間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成２５年３月２９日規則第３１号）  地域密着型介護老人福祉施設  第１４４条 |
| １の居室の定員は、１人とすること。  ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。 | １の居室の定員は、１人とすること。  ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合にあっては、２人とし、居室が入所者のプライバシーに配慮されているとともに容易に個室に転換できるよう設計上の工夫がされている場合にあっては４人以下とすることができる。 |

４　介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所介護相当サービス及び介護予防訪問介護相当サービス

　「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１１年９月１７日老企第２５号）」の第４及び「介護保険法施行規則第１４０条の６３の６第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和３年３月１９日老認発０３１９第２号）」によって運営上の解釈とします。

◇座間市独自部分

非常災害対策（市消防との連携）

|  |  |
| --- | --- |
| 国 | 座間市 |
| 介護保険法施行規則第１４０条の６３の６第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年３月１５日厚生労働省告示第７１号）  介護予防通所介護  　第１１条 | 座間市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（令和３年３月３１日座間市規則第２５号）  介護予防通所介護相当サービス  　第４８条 |
|  | ※第３項があります。  第４８条　指定介護予防通所介護相当サービ  ス事業者は、非常災害に関する具体的計画を  立て、非常災害時の関係機関への通報及び連  携体制を整備し、それらを定期的に従業者に  周知するとともに、定期的に避難、救出その他  必要な訓練を行わなければならない。  ２　指定介護予防通所介護相当サービス事業  者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民  の参加が得られるように連携に努めなければ  ならない。  ３　指定介護予防通所介護相当サービス事業者（本市の区域外に所在するものを除く。）は、第１項の訓練の実施に当たり、市消防との連携に努め、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。 |

記録の整備

|  |  |
| --- | --- |
| 国 | 座間市 |
| 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成２７年厚生労働省令第４号）附則第２条第三号及び第４条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第５条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３５号）  介護予防訪問介護  　第３７条  介護予防通所介護  　第１０６条 | 座間市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（令和３年３月３１日座間市規則第２５号）  介護予防訪問介護相当サービス  　第３６条  介護予防通所介護相当サービス  　第５１条 |
| 完結の日から２年間の保存 | 完結の日から５年間の保存 |